

地域組織による入会地管理の機能と変遷： 滋賀県大津市南小松の観光開発と景勝保全を事例として

成田 茉優

キーワード：地域組織、入会地、観光開発、景勝保全、共同管理

1. 研究の背景と目的

都市圏に人口が集中し、地方の少子高齢化、人口減少、経済の停滞が進む近年において、住民による地域資源の活用が注目され、仕組みとして「共」の原理が軸となった新たな取り組みが各地で広がっている。歴史を遡ると、日本では入会による自然資源の活用がなされ、集落単位での独自の規則や仕組みに従い、人々は地域資源を共同で管理し利用していた。明治維新以降、土地所有権の近代化に伴い、林野や池沼等の入会地の多くは国有地或いは公有地となり、国や地方自治体、財産区により管理されてきた。南小松入会地管理会が保有する滋賀県大津市南小松の近江舞子浜も、かつては村中共有の入会地であり、一部が財産区となっていた経緯を持つ。近江舞子浜は、毎年数十万人が訪れる滋賀県内有数の水泳場観光地且つ琵琶湖八景にも指定されている景勝地でもある。本研究は、約120年に渡り引き継がれてきた南小松の地域組織による観光開発と景勝保全を活動の実例が、現代の共的仕組みの創生に有意義な見地を示すものとし、①入会地の歴史の変遷を辿り、②その実態把握から地域組織による入会地管理の機能とその変遷、共同による管理運営の特徴を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

滋賀県大津市南小松や周辺地域において、2018年1月から2019年12月まで、文献調査、聞き取り調査、現地調査を行なった。文献調査では、江戸から令和までの、南小松自治会保有の古文書及び古絵図、南小松入会地管理会保有の古文書・古絵図・事業記録、大津歴史博物館提供のデータ資料等から情報の収集及び整理を行なった。聞き取り調査は地域組織の長や役員を主な対象とした。

3. 結論

入会地を管理運用するため、図1の6機能が相互に関連して働いていた。法制度改革により土地所有形態及び権限が変化の中で、地元住民は、各機能を実行する地域組織を設置し共同管理形態を維持してきた。

地縁団体の法人化に伴い入会地が公有化する現代の流れとは逆行し、

南小松においては、先祖代々引き継がれてきた景勝地を共同で保全管理するために、1988年に入会権を規定した団体が新設され各種活動が行われてきた。目的に則った機能分化のための組織編成が可能であり、公益的な利益配分を前提とした財産保全の母体組織が存在したことが、共同精神での持続的な管理運営を可能にしてきた。一方、南小松入会地管理会においては、会員資格の規定により、組織内の知的資源が限定され、諸問題の対応や未然防止で課題がみられた。地域全体では、現状の問題対応に追われ、今後の発展のための中長期的な計画の策定には至っておらず、各組織の方向性の決定が困難な状況もある。南小松の入会地管理組織が自立的な地縁団体として役割を果たしていくためには、一時的な財源の補助や労働力ではなく、地域の知的資源を流動させ増進する仕組みが必要であり、これは外部機関との積極的な連携により効果的に発揮されるとものと考えられる。

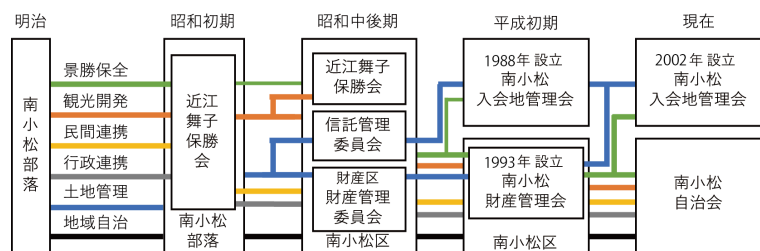


図1 入会地管理の主要組織及び機能の変遷